



Title	推量表現についての一考察
Author(s)	大倉, 美和子
Citation	大阪外国語大学学報. 1972, 26, p. 83-98
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80426
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

推量表現についての一考察

大 倉 美 和 子

A study on some expressions of inference in Japanese

In Japanese, words such as “darō, sōda, rashii, yōda” are usually classified as the auxiliary verbs and considered as expressive of the speaker’s uncertain judgement about a matter concerned.

In logic, the judgements are categorized into three from the view-point of the condition under which they exist: assertorial judgement, problematic judgement and apodictic judgement.

In this paper, we will try to define an “uncertain judgement” as “a problematic and apodictic judgement based upon a fact recognized through an assertorial judgement”, and then we are going to study individually the relationship between the expressions above-mentioned and the modalities of judgement. In addition, we will refer to the related expressions such as “hazu da, hazu ga nai, …ni chigainai, kamoshirenai”.

はじめに

言語形式としての‘文’は話し手の陳述のあらわれであるといわれる。話し手の判断と情意がそこに含まれているということである。本稿では、言語形式としての推量表現が、判断のいかなる様相を表わしているのかという点を探ることを目的とした。判断の側面をとりあげたのは、一般に「推量の助動詞」とされている語が「不確実な判断」を表わすと言われていることによる。本稿は、中島文雄氏の「法(mood)論」(『文法の原理』)を手がかりにして、日本語における推量表現と判断の様相の結びつきについて考察したものである。

1. 推量表現とは何か

推量表現について考察するにあたり、まず、推量表現とは何かについての定義を行なっておく必要がある。

日本語には、「推量の助動詞」といわれる「う、よう、だろう、まい、らしい、そうだ、ようだ」があって、多くの文法書でその機能、用法、用法上の差異が説かれている。たとえば、遠藤嘉基・松井利男両氏共著の「わたくしたちのことばと文法—口語篇—」によれば、「推量の助動

詞はすべて不確かな判断を表わす」とされていて、「う」「よう」「まい」、「ようだ」、「らしい」、「そうだ」の差異については、話し手の確信の度合いによって生じるものであると説明されている。⁽⁴⁾また、鈴木一男・植西耕一両氏著の「新しい文法表現」をひもとくと、

- (1) 天気は悪くなる。
- (2) 天気は悪くなろう。
- (1) あの山に登れば海が見える。
- (2) あの山に登れば海が見えよう。

の文例を挙げて、「(1)の方はある事態の言い立てであるのに対して(2)のほうはある事からに関しての話し手の不確実な判断(推量)を言い立てていると認めることができる」と述べられている。⁽⁵⁾さらにまた、阪倉篤義氏によると、「推量の助動詞」として「う、よう、だろう、らしい、ようだ、そうだ」を挙げ、「これらは不確実な判断を表わす」、「つまり、想像、推定、豫想というような主體の立場を主として表わすもので、「まい」もここに含めてよいものとされている。⁽⁶⁾こうした事例によって、「推量表現」とは、「不確実な判断」の表現形式であると規定することができる。

しかしながら、「不確実な判断」を表現する言語形式は以上のような「推量の助動詞」にのみ限定されているのであろうか。そしてまた、確実な判断でありながら推量表現の言語形式をもって表わされるということはないであろうか。そこで我々は、この疑問への返答を得るために、まず、「不確実な判断」とは何かということから考察してみよう。

2. 判断の様相

「判断」は、論理学においては、「幾つかの概念または表象の間の関係を肯定したり否定したりする作用で、『AはBである』『AはBでない』という形式をとる」(広辞苑)を意味するという。それでは、我々が今問題にしている「不確実な判断」とは、どのように位置づけられるのであろうか。⁽⁴⁾この点にもう少し立ち入って考察してみなければならない。

中島文雄氏は、判断に対応する言語形式を求めるにあたり、判断の様相に着目して問題を整理している。氏によると、「判断は、対象を承認又は拒斥する心的作用であり客観性の意識である。(中略)問題はひとしく客観性の意識といってもそこにいくつかの modality の相違があり、それがどう言語的に表現されるかである。」⁽⁶⁾として、判断の様相と言語形式の関係を次のように提示している。⁽⁶⁾

判断の modality	具体例
実然的判断 (assertive)	This is not a bat.
✧確然的判断 (apodictic)	Two and two makes four

┌───┐ ├───┤ └───┘	—必然性の判断	It must be true. War must follow.
	—不可能性の判断	It cannot be true I cannot have said so.
	→偶然性の判断 (確然的に肯定するのが正しくない場合)	It is not necessarily true.
	→可能性の判断 (確然的に否定するのが正しくない場合)	It may be true.
蓋然性の判断		He will probably succeed. It is impossible that he will fail.

※ この中には、① $2 + 2 = 4$ のように「與へられた概念から直接明證なもの」と、②「推理の結果明證なもの」すなわち「根據があつて間接に確實な判断を表はしている」ものの二つの場合が分類されている。

これを哲学辞典(平凡社)によって確認してみると、判断の様相は以下のように説明されている。

実然的判断 (assertorial judgement…確然的判断とも訳される)

……主概念と賓概念との結合(または分離)關係が現実的な判断。‘SはPなり’
(S is P.)

必然的判断 (apodictic judgement)

……主概念と賓概念との結合(または分離)關係が必然的な判断。‘SはPなざるべからず’ ‘S must be P.’

蓋然的判断 (problematic judgement)

……主概念と賓概念との結合(または分離)關係が可能な判断。‘SはPであるう’ ‘S may be P.’

そこで、「不確實な判断」とは何かの考察に入る前に、判断の様相に関する上記二つの説明を検討、整理しておく必要がある。哲学辞典の分類では実然的判断と同義とされている確然的判断が、中島氏の図式の中では、必然性の判断と不可能性の判断を包含する。実然的判断とは別の判断——apodicticな判断——を意味するものとして位置づけられている。こうした語義上の問題はさておくとしても(我々は、氏の言う確然的判断を、哲学辞典によって「必然的判断」と称することとする)、氏の分離については次のような問題点を指摘することができる。

- ① 必然性判断として挙げられている例文, It must be true. It must come to a disastrous end. と, 高度の蓋然性を表わすとして氏が挙げている He must be mad.⁽⁷⁾とをどこで区別するか。
- ② It is not necessarily true.(氏によれば偶然性の判断) と It may be true.(氏によれば可能性判断) は, 必然的判断, 蓋然的判断との関係でどう位置づけられるか。
- ③ 蓋然性の判断は蓋然的判断を意味するのか。

氏の分類からはこうした点の不明瞭さが見られるため, 我々は, 哲学辞典の分類を基本的枠組として考察を進めることとする。

3. 「不確実な判断」の規定

たとえば, 未確認のことがら(未発であるが故に未確認であるか, 既発ではあるが未確認のことがらであるか, は今問わない。しかし, 既発で確認したことがらは実然的判断によって客観的事実として認識される。たとえば, 「彼は来た」「彼は来ている」の場合のように)である「彼が来る」について判断を迫られている場合を想定してみよう。今, 「彼が来る」ということはこれから下されるべき判断の内容(対象)である。「来る」「来ない」に関しては, 未確認のことがらに止まっている限り, 判断主体は, 「来る」可能性, 「来ない」可能性の両様の可能性をまず意識するであろう。そして, この二つの可能性のうちいずれの可能性の方が大きいかを次に判断するということになる。その際, 判断主体は「彼が来る」かどうかの判断にあたり, このことがらに関連した他の既成事実を想起しなければならない。つまり, 実然的判断によって得られる他の事実を想起するのである。その事実, 一つとは限らず, 複数である場合もある。これが, いわゆる判断根拠となる客観的事実である。そして, これが判断内容に付せられる二つの可能性をめぐって, いずれかの可能性に結合しうる場合には, それは判断内容に関する蓋然的判断(この語を蓋然性の判断と偶然性の判断を含むものとして用いる)もしくは, 必然的判断(必然性の判断と不可能性の判断を含む場合にこの語を用いる)を導き出す。これに対し「彼は明日来ると言っている」の場合のように, 既発であって判断主体がそのことを確認しているからであれば, 判断内容として表象されているそのことがらが事実か否か(ことがら実現の真偽)を判断するにあたり, 他の事実(実然的判断によって得た他の客観的事実)に依存して判断を下す必要はない。つまり, 判断の対象となることがらと, 他の事実を結合させる必要なしに即自的に判断を下しうる。これが実然的判断である。

以上のことから, 蓋然的判断, 必然的判断を下す場合には, 常に何らかの他の事実依存しなければならないということが言える。この依存の過程で, 判断主体の「思惑」, いわゆる推量が入り込む余地を許していることができる。したがって, 我々は, 「不確実な判断」を, 「ある判断を下すにあたり, 実然的判断によって得られる他の事実依存しなければならない場

合の判断」と規定することができる。そして、依存するべき事実が多ければ多いほど、さらに、依存するべき事実と、判断内容との関連度が高ければ高いほど、判断主体の確信も強化されるということになる。

次に、必然的判断と蓋然的判断の考察に移ろう。

3-1 必然的判断

哲学辞典によると、必然的判断は、必然性の判断（S, Pの結合関係が必然的である判断）と不可能性の判断（S, Pの分離関係が必然的である判断）という二つの判断の様相を包含しているものである。前者を+の必然性、後者を-の必然性として、ともに必然性と考えることにする。この必然性にはまた次のような種々の様相がある。（哲学辞典：「必然性」の項参照）

1. 主観的心理的必然性：理論的あるいは実践的態度が心理あるいは心的個性の合則性によって制約されること
2. 自然的必然性：自然現象の合則性
3. 道徳的必然性：道徳律によってある態度が要求されるべきこと
4. 論理的必然性：ある思惟内容（帰結）が他の思惟内容（理由）との関連において絶対的・普遍妥当的の承認を要求されるべきこと
5. 目的論的必然性：ある目的によってある手段が要求されるべきこと（道徳的必然性）
6. 仮説的（または外：その妥当が前提の妥当に依存するような推論、もしくはその出現的）必然性
ある自然法則の妥当に依存するような自然現象の必然性はこれに属す
7. 絶対的必然性：他のいかなる制約にも依存しない必然性、論理学、数学の諸法則の必然性

以上のような種々の必然性の中で、判断主体が他の既成事実依存して判断せざるを得ない場合の必然性には、1, 4, 6の必然性が該当する。依存する必要のない判断は直接に必然的判断として成立する。

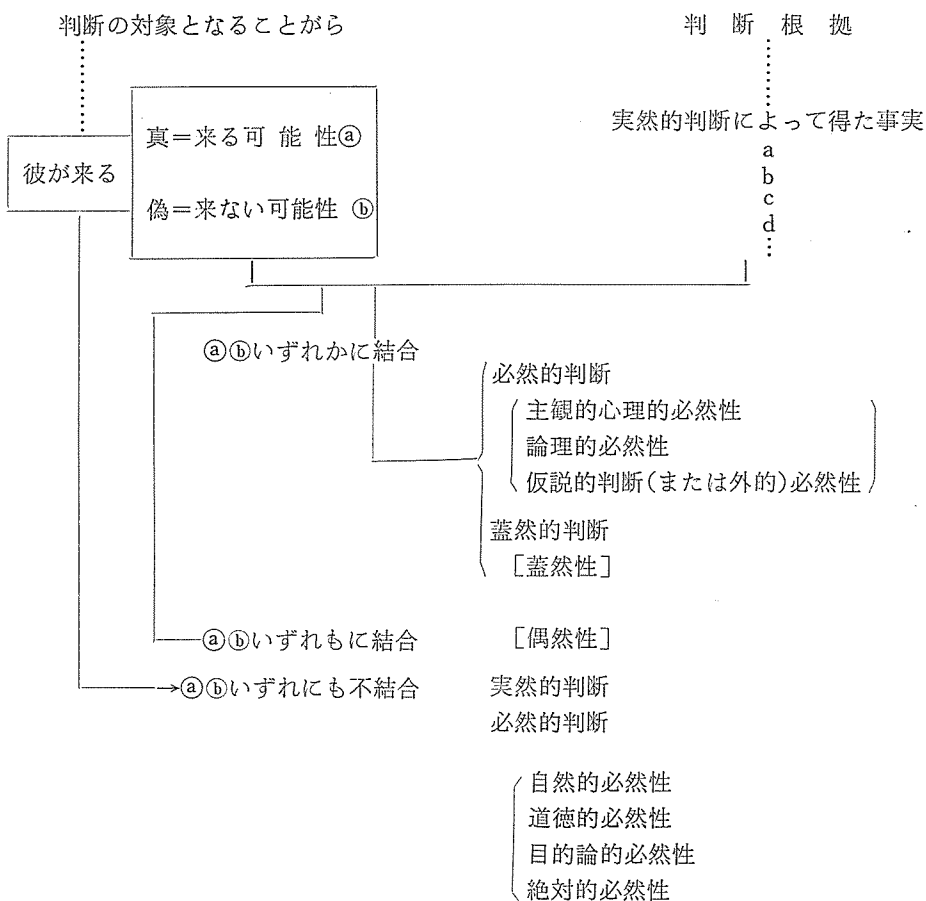
3-2 蓋然的判断

判断にあたって他の事実に依拠しなければならない場合でも、必然性に欠ける場合の判断は蓋然的判断である。これは、蓋然性の判断もしくは、偶然性の判断である。蓋然性の判断は、「現象の発生や知識に関して、その確実さの度合いをさす」（哲学辞典「蓋然性」の項）という蓋然性を認識した際に下される判断で、さきの「彼が来る」に即して言えば「来る」可能性が「来な

い」可能性よりも大きいと、あるいは、その逆であると判断することである。

偶然性の認識は、ことがら実現が必ずしも必然的でないとする認識で、偶然性が認識される限り、蓋然性の判断にならざるを得ない。しかし本稿で偶然性の判断という場合は、ことがらが実現される可能性と、実現されない可能性との二つの可能性のいずれにも結合しえない、（したがってそれは、いずれにも結合しうる）とする判断を言うものとする。

以上を図式化すると次のようになる。



4. 「不確実な判断」の言語表現形式

判断主体があることに対して何らかの判断を下し、それを言語形式を用いて表現しようとするとき、そこに文が構成される。文とは、話し手のあることに対しての陳述のあらわれである。この陳述は一般に判断と情意の表現とされているが、われわれが今問題にする言語表現形式は以上にみてきた事情から、判断の表現形式であり、そのなかの推量表現といわれるものである。われわれはさきにくつかの文法書から推量の助動詞といわれるものを抽出していたが、さ

らにそれらに加えて「かもしれない」「にちがいない」「はずだ」「はずがない」という表現についても突然的判断をあらわしたものではないがゆえに、これらがどのような判断の様相を表現しているのか検討してみたい。そこで判断の様相とそれを表現する言語形式を図式化してみると次のようになる。

S-Pの結合関係	分離関係	結合(分離)関係
1) 突然的判断 (彼は来た。)	彼は来なかった。)	現実的
2) 必然的判断 (彼は来るはずだ。 —必然性—)	彼は来るはずがない。) —不可能性—	必然的
3) 蓋然的判断 (彼は来るだろう。 (蓋然性判断) (彼は来るようだ。 (彼は来そうだ。 (彼は来るらしい。 (彼は来るにちがいない。 (偶然性判断) (彼は来るかもしれない。彼は来ないかもしれない。)	彼は来ないだろう。) (彼は来まい。) (彼は来ないようだ。) (彼は来そうにない。) (彼は来ないらしい。) (彼は来ないにちがいない。)	可能

表のように「推量の助動詞」といわれる語群および「にちがいない」を蓋然的判断の言語表現形式、「はずだ」「はずがない」を必然的判断の、「かもしれない」を偶然性判断の言語表現形式として分類する根拠について次に個別的に考察してみよう。⁶⁾

なお文例はすべて、サンデー毎日 (1971年7月4日号)、週刊朝日 (1971年9月24日号)から得た。記号㉑は前者、㉒は後者からの引用であることをそれぞれ示す。

4-1 必然的判断の言語表現形式

4-1-1 「はずだ」

- ① 布施家がこの集落に根をすえた明治末期から約60年の歳月が流れているはずなのだが…㉑
- ② 文学好きでない人にとっては……の日本文学特集など、もともと何の意味もないはずである……………㉒
- ③ だから日本での家父長的、資本主義的の制度はまだまだ長い間残るはずである……………㉑
- ④ 会社が根本的な体質改善をしないかぎりどうしようもないはずだ……………㉒

「はずだ」の意味は広辞苑によると、その構成要素である「筈」という語の語源からきたといわれるとして「当然のこと。道理。わけ」の意と、「約束。予定」の意をあげている。このことは、「はずだ」が常に必然的判断の表現形式ではないということの意味している。一般に「はずだ」が「約束。予定」の意味で用いられるのは、

⑤ 昨年十一月クランクインのはずだった……………①

⑥ 党役員、閣僚は党本部のスケジュールどおり動くはずだったが……………②

のように「はずだ」が過去形で用いられた場合に多いようである。同じ「筈」をその内にふくむ「手筈」（「物事をするため前もってきめる手順・手くぼり」広辞苑）という語を代替させても意味が変わらないのは、このようにして用いられた「はずだ」が「約束。予定」を意味していることを物語るものである。そして必然性の意味を保有しつつ過去のことがらについて言及するときには、

⑦ この食違いは革命路線での内部問題として討論で解決できるはずのものだった……………③
のように、変形した表現でそれが表わされることになる。

上記の過去形で用いられる場合を除き「はずだ」が必然的判断の表現形式となるにしても、必然性のなかには哲学辞典によれば、七つの様相があった。そのなかで推量の入りこむ余地があるのは、1)主観的心理的必然性、2)論理的必然性、3)仮説的（又は外的）必然性の三つの場合であった。なかには、①の文例のように、時間的経過から当然のことがら（自然的必然性）を述べていながら「はずだ」を用いる場合もあって「はずだ」の多義性はいよいよ明らかである。②③④の文例は、それぞれ主観的心理的必然性、論理的必然性、仮説的（又は外的）必然性に対応し、話し手の何らかの主観がふくまれた表現となっている。そこには判断を導き出すにあたって話し手が何らかの法則性を想起し、その法則性に合致したものとしてそれぞれの判断を下しているのである。他の客観的事実なり法則性を考えるまでもなく判断にいたる場合の必然的判断と異なり話し手が前提となるそうしたことがらに依存して判断を下しているかぎりそこに主観が介入してくることになるであろう。

4-1-2 「はずがない」

「はずがない」は不可能性の判断である。これは「はずだ」と同様、必然的判断のなかに含まれる。「はずだ」が主概念と賓概念の結合関係が必然的であるのに対し、これは上述二つの概念の分離関係が必然的である場合に下される判断である。したがってこれを両概念の結合関係に着目して換言すれば、その結合関係が不可能であることを意味する。

⑧ 強くなっても試合に出してもらえないのでは面白いはずはなし……………④

⑨ 綱領のちがう者同士が連合できるはずがない。……………⑤

⑩ ましてインド・中国その他遠い国々のものを読む暇などあるはずがない。……………⑥

⑪ なにごともカネさえあればどうにかなるのに医師の資格……………だけがカネで買えないはずはない。……………⑦

「はずがない」の場合も、「はずだ」の場合と同様の考察が成立する。

文例⑧は主観的心理的必然性の、⑨は論理的必然性の、⑩⑪は仮説的（または外的）必然性の表現形式である。そして「はずがない」の表現では「はずだ」がもっているような「約束。予

定」の意味はいずれにも見出せず、すべて、不可能、すなわち、S、Pの分離関係が必然的であると判断の表現形式である。

また、

⑫ 稲田がこれをきいて怒らんはずはないでしょう……………④
のような「ないはずはない」という二重否定の表現は、さきに述べた「はずだ」の表現と同義に強意が加わったものとなる。文例⑫では、主観的心理的必然性を強調した表現となっている。

4-2 蓋然的判断の言語表現形式

4-2-1 「う、よう、だろう、まい」

「う、よう」が一人称で用いられている場合（「このテーマをちょっぴり批判めいた意見でめくくろう」④のような表現）は意志の表現であるとして、ここでは除外する。「だろう」は他に「であろう」「でしょう」の形態をもっているが、ここではそれらは「だろう」の変形で、同義をもったものとする。さらに「まい」は「う、よう」と同様に、一人称に用いられるときには意志表現とされる⁹⁹（「誠之助は感謝の**ことば**を素直に口に出す**まい**、と考えた」④のよう例）が、ここでは、「だろう」の否定表現形として用いられる場合（したがって「われわれは彼女の生き方を肯定することはでき**まい**」⑩のような表現も含む）について考察する。

- ⑬ 沖縄には“長い暑い夏”がまだ続く**だろう**……………④
- ⑭ 南ベトナムを失えば日本への危険も増大し**よう**……………④
- ⑮ こんどの改造は後継総裁について、なんらかの配慮が必要ということになら**う**……………④
- ⑯ かりに混乱が生じ、紛糾が残れば、この引退興行は成功とはいえ**まい**……………③
- ⑰ 屋良さんはいまでもどちらかといえば革新陣営の人だ**らう**……………④
- ⑱ 沖縄の条件は本土の革新自治体よりもっときびし**かろう**……………④

⑬～⑱の文例では話し手は将来において事態が起こらないよりも起こることの方を予想しつつことがらを述べている。また、⑰⑱については、話し手が述べている時点と同時的に生起していることがらについて推量している場合であるが、いずれの場合にせよ、話し手は、こうした判断を下すにあたっては、何らかの客観的事実に基づいて（すなわち、依存して）いる。それは単に漠然とした想像ではなく判断根拠を有しているのである。時枝氏は、「頭が痛い**だろう**」の例文を挙げて「必ずしもそのような判断を成立させる客観的な状況を必要としない」と述べている¹⁰⁰が、現実には、文例からも知れるように、話し手は何らかの客観的事実を判断根拠として持っている場合が多いようである。しかし、時枝氏のような見解や鈴木氏のような見解¹⁰¹があるところからみて、「う、よう、だろう、まい」を用いた表現には、その判断根拠とことがら実現についての判断作用との結合関係（依存関係）がさほど緊密でない場合に用いられる表現といえることができる。

4-2-2 「ようだ」

⑱ 5.19の協定粉碎ゼネストのときと比べれば、盛上がり欠けているようだ……………①

⑳ 今まで結婚資金づくりが大半と見られていた O.L 達も大型消費時代の先端を行っているようだ……………①

㉑ 「沖縄を返す」ということと「沖縄の返し方」は区別して考えねばならぬことを自民党は知らないようだ……………②

これは「比況(たとえ)の助動詞」の「ようだ」(「花のようだ」)から区別する必要があるとする文法学者⁽¹²⁾と、「推量の助動詞」という呼称をとらずに「比況の助動詞」(本質的には「助動詞に準ずるもの」とみなされているのだが)の性質のみを見て述べる文法学者⁽¹³⁾とがある。これは、両者の区別が判然とつけ難いような用法もあって、その是非を決定することが難しいことを物語るものと言えよう。たとえば、

なにかをじっと思いつめているような顔……………①

というような用法は、「比況」とも「推量」とも解釈できそうな場合と言える。

上に挙げた⑱～㉑の文例では、話し手は何らかの客観的事実を根拠にして、あることからの状態や行為を推定している場合である。いずれもその判断を下すにあたって話し手が依存している客観的事実は、判断対象の行為者が提供している。

しかしまた、

㉒ ちょっとおせんさんに動揺がきたようです……………①

㉓ それからだんだん口数が少なくなったようです……………①

の文例は、話し手自身は実際に確認してはいないが、伝聞によって知り得たことがらを述べていると解釈できる用法である。

いずれにしろ、話し手はかなり強い確信を持ってはいるものの、必然的判断をしようほどの合則性を判断根拠と判断対象であることがらとの間に見出し得ず、また突然的判断は下せない未確認の状況であるという場合の判断を表現したものといえることができる。そして、「比況の助動詞」と見なされるのは、話し手が判断を下すにあたって依存する客観的事実と、判断対象であることがらとの間の結合関係が極めて緊密な場合の表現形式だからである。

4-2-3 「そうだ」

㉔ 屋良さんはまだしゃべりたそうだった……………①

㉕ 対外試合に出たら勝てそうだ……………①

㉖ ハンディの軽い馬のうちでは一番うるさくなりそうだ……………①

㉗ 「17日はむずかしい。アメリカが承知しそうにない。」……………①

「そうだ」もまた、「ようだ」と同様に論議の多い表現形式である。「そうだ」は「様態の助動詞」と言われることもあって⁽¹⁴⁾その意味するところは「断定」に近いとされている⁽¹⁵⁾。また、

風間力三氏は、今われわれが考察している「そうだ」には「対象たる事実のもつ客観性がある」、
「対象の客観的状态を表わす」としている⁽¹⁶⁾。この意味の「そうだ」は用言ならびにそれと同型の
助動詞の終止形に接続して「伝聞」の意を表わす助動詞（「こんどの内閣改造は、大安の七月
七日か、七夕の七日だそうだ。」⁽¹⁷⁾）とは区別されるのが通例である。渡辺実氏は、あえて両者
の同起源性を主張しつつ、現在見られる両語のちがいを、「表現主体が自分の責任において動作
・状態の様相を認定する時に、『そうだ』は接尾語的にはたらいで様態の表現となり、他人の責
任において下された判断を真偽に冷淡に引用伝承する時に、『そうだ』は助動詞的にはたらいで
伝聞の表現となる、と考えられる。」⁽¹⁷⁾と述べている。風間氏のような立場に立つと、「～に見え
る」という言語形式と同様に、この「そうだ」も突然的判断のカテゴリーに属する表現と言えよ
う。とりわけ、氏の挙げている「この金魚は死にそうだ」のような文例で見ると、それは、ア
スペクトの表現としてまさに突然的判断の表現形式である。しかし、渡辺氏の立場に立つなら
ば、蓋然的判断を表現する言語形式ということになる。とはいえ、上述の⑳～㉑の文例にも見ら
れる通り、両者は極めて接近している。「そうだ」によって表現されている話し手の判断の様相
は、それが蓋然的判断であっても、「断定」に近い表現であると言われる由縁である。そして、
話し手が判断するにあたって依存する根拠は、判断の対象となっていることがらの行為者がその
外見によって呈示している場合が多いようで、その依存関係（結合関係）は極めて緊密である
と言える。

文例㉒は、本稿で扱う他の表現と異なって、S、Pの分離関係を示す際に、助動詞自体が活用
することによりそれを表わす場合である。形容詞、形容動詞に接続する際には、「おいしくなさ
そうだ、つまらなさそうだ、きれいではなさそうだ」となって「そうだ」が活用することはほと
んど見られず、形容詞、あるいは形容動詞が否定の形をとって「そうだ」に接続するのである
が、動詞に接続するときには、動詞そのものは否定形にならずに「そうだ」に直ちに接続し、打
消の意は「そうだ」の活用によって表現される。

4-2-4 「らしい」

- ㉓ まだまだ女の子にとっては一人ではこわい世界であるらしい……………㉓
- ㉔ “不正入居まかりとおる”というのが現状らしい……………㉔
- ㉕ 業界では風当たりも強かったらしい……………㉕
- ㉖ 何やら特別な企画ものの取材をおおせつかったらしい……………㉖

「らしい」も「ようだ」「そうだ」と同じく、何らかの客観的事実を根拠にして判断が述べら
れている（西出郁代氏によれば「伝聞的推量」の意がみいだされるという⁽¹⁸⁾）が、とりわけ「よ
うだ」と類似しているのは、話し手のもっている確信の強さであろう。

上述した「ようだ」「そうだ」「らしい」には判断に際して話し手が依存する判断根拠に関し

て類似性が見られる。それは、判断の対象として存在している素材が判断根拠となるような客観的事実又は状況を提供している場合の表現として多く用いられ、話し手は判断内容についてかなりの確信をもっていながら必然的判断をも実然的判断をも下し得ない判断の表現形式であるという点での類似である。

一方、この三語のニュアンスのちがいについては、遠藤氏や外山氏の指摘がある。両氏とも、それが話し手の確信の度合いによって生じると説明している。すなわち、遠藤氏によれば、「う」「よう」「まい」→「ようだ」→「らしい」→「そうだ」の順に話し手の確信が強くなるとされ⁽⁹⁹⁾、一方外山氏によると「らしい」は「助動詞『ようだ』の意味に近く、一般にはそれと置きかえられるが、『ようだ』は確信の度合いが『らしい』よりもいっそう強いといえる。⁽¹⁰⁰⁾」とされ、「らしい」→「ようだ」の順に確信の度合いが強くなることになる。

4-2-5 「にちがいない」

- ㉔ 大方の読者はそう思っているにちがいない……………㉔
- ㉕ 大平正芳に対しては佐藤首相は入閣を求めるにちがいない……………㉕
- ㉖ 志津がそばにいるから母は安心して死んでいったにちがいない……………㉖
- ㉗ 従来ならば低俗で品位に欠けると見られたにちがいない対象に……………㉗
- ㉘ ……天皇をよろこばせた歌垣の楽器もこのチャングであったにちがいない……………㉘

この「ちがいない」の表現は、上に述べてきた「ようだ」「そうだ」「らしい」と同様 話し手が判断内容と密接に結びつく判断根拠である客観的事実に依存して判断を下していることを表現する。しかし、その客観的根拠は上記三語の場合と異なり判断対象たることから（素材）が提供しているという場合より、今までの事態の経緯や、判断対象であることからの主題をとりまく周囲の客観的状況にそれが求められている場合が多いため、その判断根拠が必ずしも、現在下そうとしている判断に直接つながっているとはいえない。判断根拠の選択に際し、話し手の主観が介入しうるからである。したがって、㉘の文例のような場合、たしかにこの話し手（または作者）は何かの古典的文書によって、天皇が歌垣の際に使用される楽器の音をよろこんだという事実を知っており、また一方、現代においてもなお、このチャングなる楽器が朝鮮の庶民の生活に彩りを添え愛用されているものであるという事実をも知っている。話し手は、この二つの事実（あるいは他に潜在的な根拠を有していることも考えられるが、少なくとも文脈から判断するとそういうことになる）を根拠にして文例に見られる表現を用いた場合、話し手の意識過程では、たとえそれが密接に判断内容と結合されようと、それだけでは“必然性”という法則的な結合関係にはいたらない。そこには話し手の恣意的な結合作用が垣間見られるのである。こうした意味で「にちがいない」は想像表現の範疇に含まれるという側面をもっているが、それは、「う、よう、だろう、まい」で表現されるような、判断根拠と判断対象との稀薄な結合関係ではなく、緊密な結合関係である。そこには、話し手の確信の強さが表わされている。それはまた、判断内容とし

て述べられることがらの実現の確率の高さをも表現しているのである。

さらに、選択される判断根拠によっては、㉔の文例に見られるように、必然的判断を表現する「はずだ」の意味に接近する場合もありうる。㉔の文例は、前に述べた七つの必然性のうち、主観的心理的必然性に該当する表現と考えられる。したがって、この「にちがいない」は「はずだ」と代替可能である。

以上に見てきた「う、よう、だろう、まい」をはじめ、「にちがいない」にいたるそれぞれの表現は、いずれの場合にも蓋然的判断の言語表現形式である。その中には、突然的判断の表現形式に近い（あるいは同一化する）ものから必然的判断を表現するものまで大きな巾があり、両極に位置するこの二つの判断はその様相こそ異なるとはいえ、ともに「断定」に近いあるいは、「断定」そのものを意味している。このことは、「不確実な判断」にも種々の様相があることと同時に、その言語形式も多様であることを物語るものである。

4-2-6 「かもしれない」

「かもしれない」は、上記の蓋然的判断の表現する語とは、いく分異なるところからわれわれはさきに偶然性判断の言語形式として分類した。これについて考察してみよう。

- ㉗ もう二十八歳で上位入賞最後の機会になるかもしれない土谷が……………㉗
- ㉘ その道に通じている人からはいくつかの誤りを指摘されるかもしれない……………㉘
- ㉙ どのようにさばくか、そのさばきかたのなかにポスト佐藤一次期総裁のシルエットが現われてくるかもしれない……………㉙

「かもしれない」を用いた表現では、述べている事柄の実現の可能性について話し手が肯否いずれの立場をもとりうるということを示している。換言すれば、肯否の判断の確率が相半ばしているがためにきわめて消極的な判断しかできない際に用いられる表現ということになる。つまり、ここでは話し手は主概念と賓概念との結合、分離関係のいずれの可能性をも意識している状態にある。そこに、ことがら実現の単なる可能性を表明するにとどまる話者の心態があり、肯否いずれにも偏していないという点で、さきに述べた蓋然的判断と区別される。しかし、文例㉗㉘㉙で知られるように現実には「かもしれない」は判断内容として述べられている行為（あるいは状態）の実現に関する疑念を話し手もっていて、その疑念のゆえに「まさかそんなことはおこらないだろうけれども、ひょっとしたらおこるのではなからうか」という揺れ動く気持があって、肯否いずれとも判断がつけがたいという場合に用いられることが多いようである。それは、「かもしれない」を構成する各語の原義と無縁ではなからう。因みに、国立国語研究所の『現代語の助詞・助動詞』によってその構成要素である各語の意味をさぐってみると

- ① 「疑問の気持で推定する意味を表わす」副助詞「か」
- ② 「当面の事物を何らかの妥当な領域に含まれるものとして含蓄的に提示するだけで、何と

同様であるかははっきりと示さない」係助詞「も」
をふくんでいとされている⁽²¹⁾。これに

③ 可能動詞「知れる」

④ 打消しの助動詞「ない」

が結合してる連語が「かもしれない」である。これを推量表現に含ませうるか否かについては、上述してきたような判断の様相の問題としてのみ扱うのではなく、情意表現たる疑問の意と深く関わっていることから、情意作用についての考察とあわせて検討しなければならないということを最後に指摘しておきたい。

おわりに

以上わたしは推量表現とみなしうるいくつかの言語形式について文例を挙げながら考察してきた。そして言語形式としての推量表現は、単に蓋然的判断（とりわけ蓋然性の判断）を述べる場合のみならず、必然的判断の表現形式としても用いられることを見てきた。その結果、われわれが最初に規定した意味での「不確実な判断」には種々の様相があり、それに対応する言語形式もまたいわゆる「推量の助動詞」にとどまらず多様であることが明らかになった。さらに、同一の言語形式で「不確実な判断」を表現する場合と確実な判断を表現する場合とがあることも「はずだ」の項でみた。言語形式としての推量表現はきわめて多様である。神谷論文（注(8)参照）が扱っている推量表現の中に「にきまつてる」というのがあるが、これも断定表現形式をもってはいるが「不確実な判断」である。「彼は明日来る」というような表現は、これもまた「不確実な判断」である。したがって、言語形式のいかんを問わず、それが蓋然的判断ならびに必然的判断（主観的心理的必然性、論理的必然性、仮説的（外的）必然性の場合）を表現している場合にわれわれはそれらのすべてを推量表現とみなさざるを得ないのである。こうした錯綜は、判断形式と言語形式が即応しないものである限り止むを得ないことであろう。そのうえ「かもしれない」のように、疑問という情意が判断作用とからみあっている場合も含まれるということになると、「不確実な判断」を表現する言語形式の多様性は、さらに複雑なものになってくる。具体的な言語生活の場では、とりわけ情意（疑問、ためらいの場合が多い）がからんでいる言語形式が使用される頻度はきわめて高く、そのうちの多くが推量表現として作用している場合は少なくない。以下にあげるものはそのうちのごく一部である。（文例はすべて④による）

⑩ 沖縄県民全体のコンセンサスを正しく現わしているのではないか。

⑪ しかし、二・三位連合に勝てるかなあ。

⑫ 中曽根さんは七分くらい福田さんのほうを向いてきたかねえ。

⑬ 物好きタレントがどれだけいることやら。

- ⑭ ある新しい意味をあらためて贈ることができるのではないだろうか。
- ⑮ せっかくの掘出し物がよそへ売れてしまうことにもなりかねない。
- ⑯ からだからヘンなものがしたりおちるといふことはないのかしら。

まだまだこの他に様々の用例が見い出せようし、判断と情意の重なり具合についての分析もなされねばならないが、それは、筆者の能力をこえたことであり、ここでは以上の用例を列挙するにとどめる。

〔注〕

- (1) 遠藤嘉基, 松井利男 『わたくしたちのことばと文法口語篇』189—193ページ
- (2) 鈴木一男, 植西耕一共編 『新しい文法学習』120—121ページ
- (3) 阪倉 篤義 『日本文法の話』251ページ
- (4) 平凡社, 哲学辞典 「様相論理学」(真偽以外に必然性, 可能性などの概念をも同時に扱おうる論理学)の項参照
- (5) 中島 文雄 『文法の原理』217—218ページ
- (6) 同 上 218—220ページ
- (7) 同 上 222ページ
- (8) 神谷 馨 「現代における推量表現」『月刊文法』昭和45年6月号 所収参照。現代語の推量表現についてかなり網羅的に扱われている。
- (9) 時枝 誠記 『日本文法口語篇』197—198ページ
- (10) 同 上 207ページ
- (11) 鈴木一男, 植西耕一共編 前掲書126ページ
「『だろう』は話し手の単なる想像を言い表わし, その想像が実施される場合にも, 実施されない場合にも成り立つのである。実現されるか否かは問題にしない言い方である。」
- (12) 遠藤嘉基, 松井利男 前掲書 192ページ
- (13) 橋本 進吉 『改制新文典別記』150—151ページ
- (14) 遠藤嘉基, 松井利男 前掲書 193ページ
風間 力三 「死にそうだ」と「死ぬようだ」(口語文法講座3『ゆれている文法』167ページ)
西出 郁代 「らしい, および, そうだ」(大阪外国語大学留学生別科『日本語, 日本文化』第1号 19ページ)
- (15) 遠藤嘉基, 松井利男 前掲書 193ページ
- (16) 風間 力三 前掲論文 166—167ページ
- (17) 渡辺 実 「よさそうだ」と「なさそうだ」(口語文法講座『ゆれている文法』21ページ)
- (18) 西出 郁代 前掲論文 19ページ

- (19) 遠藤嘉基, 松井利男 前掲書 193ページ
- (20) 外山 映次 「らしい——推量〈現代語〉」(松村明編『古典語・現代語, 助詞・助動詞詳説』226ページ)
- (21) 国立国語研究所 『現代語の助詞, 助動詞』「か」…11ページ, 「も」…213—214ページ